

第6回 熊本市自治基本条例見直し委員会会議録概要

日 時：平成26年6月25日（水） 午前10時～12時

会 場：熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

出席者：中川委員長、澤田副委員長、岡委員、津地委員、仁尾委員、山下委員、吉村委員

欠席者：緒方委員、鳥崎委員、柳楽委員、

中 川 委員長	1 開会 それでは、ただ今から、第6回「熊本市自治基本条例見直し委員会」を開会いたします。 委員の方々の出欠についてですが、緒方委員、鳥崎委員、仁尾委員、柳楽委員は所用のため欠席との連絡がっておりますことをご報告いたします。 本日は、前回の委員会に引き続きまして、改正条文素案（案）について、協議をさせていただき、本委員としての案文として、まとめさせていただければと思っています。 なお、本委員会で作成しました、「改正条文骨子」と、本日の議事でお示しします「改正条文素案（案）」について、各区の区長や職員の方から、ご意見をいただいておりますので、実際の区の現場において従事する、職員の皆様の意見とも照らしながら、区のまちづくりの取り組みを、より推進することができる、「条文素案（案）」に仕上げていくことができればと思っています。 また、本日の委員会は、2時間程度を予定しておりますので、12時には終了したいと考えておりますので、委員会の進行にもご協力をいただきますようお願いいたします。 それでは、まず始めに、配布資料の確認について事務局よりお願いいたします。）												
事務局	（資料確認） ※資料の差し替えについて委員へ周知と修正箇所の確認 第6回委員会次第 <table> <tr> <td>自治基本条例改正条文（素案）に対する各区との意見交換</td><td>資 料 1</td></tr> <tr> <td>自治基本条例に規定する「区のまちづくり」について</td><td>資 料 2</td></tr> <tr> <td>自治基本条例改正条文素案（案）</td><td>資料3－1</td></tr> <tr> <td>自治基本条例改正条文素案（案）【新旧対照表】</td><td>資料3－2</td></tr> <tr> <td>第5回会議録（案）</td><td>参考資料1</td></tr> <tr> <td>第5回まとめ（案）</td><td>参考資料2</td></tr> </table>	自治基本条例改正条文（素案）に対する各区との意見交換	資 料 1	自治基本条例に規定する「区のまちづくり」について	資 料 2	自治基本条例改正条文素案（案）	資料3－1	自治基本条例改正条文素案（案）【新旧対照表】	資料3－2	第5回会議録（案）	参考資料1	第5回まとめ（案）	参考資料2
自治基本条例改正条文（素案）に対する各区との意見交換	資 料 1												
自治基本条例に規定する「区のまちづくり」について	資 料 2												
自治基本条例改正条文素案（案）	資料3－1												
自治基本条例改正条文素案（案）【新旧対照表】	資料3－2												
第5回会議録（案）	参考資料1												
第5回まとめ（案）	参考資料2												
中 川 委員長	2 報告事項 （1） 第5回委員会の協議事項の確認について それでは、次第に沿って進行させていただきます。 まず、前回の委員会で協議しました事項の確認について、事務局から説明をお願いいたします。												

事務局	※第5回熊本市自治基本条例見直し委員会会議録概要（案）参考資料1について委員への確認を依頼。 ※第5回熊本市自治基本条例見直し委員会のまとめ（案）参考資料2について説明と委員への確認を依頼。
中 川 委員長	ありがとうございました。修正等、何かお気づきの点はございますか。 （委 員 確 認 中） 特にないようですので、第5回の「会議録概要」及び「委員会のまとめ」につきましては、委員の皆様より、ご承認いただいたものとさせていただきます。
中 川 委員長	3 議事 （1） 各区からの意見について それでは本日の議事に入っていきたいと思います。 会議の冒頭でもお話ししましたとおり、本委員会で作成しました、「改正条文骨子」と、後ほど、お示しします「改正条文素案（案）」について、各区の区長や職員の方から、ご意見をいただいていますので、その内容について確認をしたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	※改正条文素案（案）に対する各区からの意見資料1について事務局説明
中 川 委員長	ありがとうございました。 ただ今説明のありました、「改正条文素案（案）に対する各区からの意見」につきまして、何かご意見やご質問はありませんか。
澤田副 委員長	各区との意見交換から出たお話であるということですがけれども、ヒアリングの対象はどなたになりますでしょうか。
事務局	各区とも区長並びに2名の次長を基本としまして、各区のご判断で総務企画課長、まちづくり推進課長が入られました。
澤田副 委員長	ということは、各区のトップの方々が、区役所で仕事をする中で、日ごろ感じておられる、課題というものがストレートに出てきたものだと思います。自治基本条例に記載する「区のまちづくり」の範囲をきちんと示して欲しい、或いは「区のまちづくり」は区の職員だけでやるものではないということについて、各区からの意見がはっきりあったことかと思います。 私は「区のあり方検討委員会」という別の委員会にも関わっているところですが、そちらでも、区と本庁との役割の分担、或いは連携という話が非常に重要だというお話がです。そのあたりがここにも、各区が今悩んでいる問題として出てきているのかなと思います。区役所の方々は住民と一番接するところで、様々な活動をしてますので、各区役所の方々がなるべく活動しやすいように、また、迷わないように、解説等できちんと示してあげてをしていくべきであると思います。

中 川 委員長	ありがとうございました。 今の点について、事務局から何かございますでしょうか。
事務局	事務局としましても、澤田副委員長のご意見のとおりと認識しています。
中 川 委員長	他に何かご意見はありませんでしょうか。
岡委員	校区の自治協議会というものが地域の窓口ですね。それに対しまして、行政の窓口というものが、まちづくり交流室であるとお伺いしています。まちづくり交流室から各区の総務企画課やまちづくり推進課に繋がっていくと認識はしているのですが、そのようなことから、まちづくり交流室の役割はとても大事なものになってくるのではないかと考えています。その辺の事について、実際のまちづくり交流室の職員はどのように感じていらっしゃるのでしょうか。住民との直接の窓口ですので、本来の流れからいけば、まちづくり交流室の方が住民と接することが一番多いはずですよ。その辺りの事については、ご意見として出てこなかったのでしょうか。
事務局	私（古庄次長）は就任直後に、まちづくり交流室など16箇所の支所を全て回って支所長やまちづくり交流室長と話をしてきました。まちづくり交流室には公民館が併設されており、まちづくり交流室長が公民館長を兼ねていまして、これは熊本市の特徴です。公民館活動を地域のまちづくり活動に繋げていく、或いは「交流の場」としての公民館としての役割もあるものと考えています。実際の公民館としての業務では、講座などが行われているため、業務内容が分かり易いのですが、交流室としての業務については手探りの状況にあります。地域の町内会長など一部の利用者も、コピーを借りに来られる程度の利用であり、まちづくりの拠点としての機能が十分に果たせていない現状にあります。また、組織上も問題がございまして、まちづくり交流室は各区のまちづくり推進課の階組織ではなく、各出張所の管轄にあります。そのような問題点も含めて、現在、澤田先生に委員長をお願いしています、区のあり方検討委員会の方で整理していただいています。これからの、区役所のあり方として、現在、ご協議していただいている自治基本条例の理念が反映した形になると思うのですが、住民の皆様の生活に密着したまちづくりを住民主体でやるところの支援、サポート、コーディネートそういった機能を充実させていきたいと考えており、その核となるものが、岡委員の言われたように、まちづくり交流室だろうと考えています。したがって、岡委員のご質問にお答えしますと、まちづくり交流室は、現在は十分な機能を果たせていないのが実情であります。各交流室長も校区自治協議会の会合等があれば出席はするものの、まちづくり活動について積極的に働きかけをしているという状況にはございません。
中 川 委員長	はい。ありがとうございました。 それでは、仁尾委員お願いします。

仁 尾 委 員	私は、城西校区の校区自治協議会の会長も兼ねさせていただいています。西区では全16校区を5つのエリアに分けておりまして、池田、城西、花園の3校区が、上熊本エリアとして、花園のまちづくり交流室を拠点に交流を図っているところです。先ほど、岡委員のご指摘に関連するようなことを、最近、実感しましたので、ご報告させていただきます。 私は西区のまちづくり懇話会に委員として参加しています。しかし、懇話会において決められたことが、なかなか徹底しないという問題があります。そのような場合に行政と協議する際、どこが行政の窓口になるのかという話になり、まちづくり交流室の役割が問題視されたところでもあります。話を進める中で、まちづくり交流室の仕事量が多く、日々行事に追われている。また、社会教育主事においても、非常に煩雑な日常の業務に追われているなかで職員が少ない。そのような話をお聞きしたところでございます。とはいえ、私たち市民にとっては、行政とお話をする際の窓口をはっきりと示していただきたいという事情もありますので、区長を通じて、その辺りの徹底について強くお願いしたところです。 残念な事に公民館活動をやっていない自治協議会の会長には、なかなか、公民館の業務量に対する職員数の少なさという事情を理解していただけないところです。
事務局	少し補足をさせていただきます。中央区には大江、五福、中央と3箇所のまちづくり交流室がありますが、出張所の管轄化にある交流室は中央のみで、後の大江、五福はまちづくり推進課の階組織となっています。そのようなことから、施設の管理についてもまちづくり交流室にて行われており、非常に煩雑な業務となっており、大変に忙しいという現状にあります。
岡委員	仁尾委員や事務局のお話を聞いていますと、ここで言う組織体制が、区制が始まったばかりで固まっていないため、そのような矛盾点が沢山出てきているという認識でいます。今回の区のあり方の見直しでも、現在の区の実情に合ったような、例えば、まちづくり交流室が公民館と一緒になるのではなくて、出張所と一緒になるというような形、または、先ほど言われたような、まちづくり推進課の階組織にするなど、組織体制の部分について、この機会に見直していただければと思います。まちづくり交流室の管轄する課が、それぞれで違いますので、様々な情報の流れや連携がスムーズになるように、人事体制も踏まえて見直していただくことで、この条例も生きてくるように思います。
中 川 委員長	ありがとうございました。市役所本庁は、局、課、室という人事効率を考えられた組織体制を抱えた組織なのですが、区役所は、いわゆる地域の総合庁舎的役割を持っています。それについては、目下、澤田副委員長を中心とした別の委員会で検討中ということですので、そちらのご意見も反映していただけたらと思います。 その他、ただいまの区の意見について何かご意見はございますか。特にないようですので、議事（１）の各区の意見については終わらせていただきます。 （２）条例に規定する「区のまちづくり」について

	それでは、議事（２）条例に規定する「区のまちづくり」についてでございます。今回、自治基本条例に規定しております「区のまちづくり」について、その範囲や項目、内容についてのイメージを図にして示していただいております。改正条例素案の議論に入ります前に、委員皆様方の「区のまちづくり」に対する認識や考えについてご意見を伺いながら整理をしていき、委員会での見解を統一させていただいた上で、具体的な改正条例素案について協議をしたいと思っております。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	※自治基本条例に規定する「区のまちづくり」について資料２により説明
中 川 委員長	ありがとうございました。自治基本条例に規定する「区のまちづくり」について何かご意見、ご質問はございますか。 特にないようですので、この図によりまして、委員の皆様方の共通の認識ができたのではないかと思います。この共通認識を具体的な条文素案に落とし込んでいく、表記をしていくということになりますので、この図を踏まえて協議をお願いいたします。 （３）改正条文素案（案）について それでは、議事（３）改正条文素案（案）について協議してまいります。前回からの修正点がいろいろあるかと思います。その修正点を中心に、事務局よりご説明をお願いいたします。その後、ご意見をいただきたいと思います。 会議の冒頭でも申し上げましたが、本日の協議において、委員会としての改正条文素案の最終的な仕上げとしてまとめさせていただければと思います。できるだけ、具体的なご意見をいただければと思います。それでは、ご説明をお願いいたします。
事務局	※自治基本条例改正条文素案（案）資料３－１、自治基本条例改正条文素案（案）【新旧対照表】資料３－２により説明
中 川 委員長	ありがとうございました。 ただいまの改正条文素案（案）について、何かご意見、ご質問はございませんか。
津 地 委 員	区民の定義です。検討中ということですが、何か理由があって検討されていることだと思いますが、区民という言葉が出てくる以上、どこかで定義しなければならないと思います。市民の定義がありますので、それを準用するということでも構わないのかなと思いますが、まちづくりを進める主体ですので、明確な定義が必要かと思います。
事務局	区民の定義につきましては、説明のとおり、定義をどうするか検討をしております。資料３－２の備考にも書いておりますとおり、川崎市は定義があり、札幌市は定義がないという状況です。熊本市は、自治基本条例が、政令市移行前に作られたこともあり、今回、区のまちづくりを考えるということで、区民という言葉が出てきた経緯を考えますと、やはり何らかの定義は必要ではないかと思っております。ただ、どのように定義していくかということについて、法制課と協議

	をしていかなければならないと思っています。法制課の意見もはっきりと出ておりません。7月初旬までには、結論を出したいと思っています。
津 地 委 員	今回の協議で、ここでの案を決定するということでしたので、後日の決定でもよいのかということでお聞きしたかった部分です。
事務局	委員会として、区民の定義が必要ということであれば、それを参考に法制課と協議をしていくかと思います。皆様、区民の定義が必要というご意見だと思っていますので、定義を入れるところで協議してまいります。
中 川 委員長	区民の定義については、そういうことでよろしいでしょうか。
岡委員	それでよいと思っていますが、基本的に、区民と市民は同じなのです。区のまちづくりを考えるとときには、市民を区民と読みかえるということでも構わないと思います。第2条の市民の定義の部分に、「第6章については、区民と読み替える」ということもできるのではないかと思います。中身は一緒ですので、それで十分だと思います。
中 川 委員長	もうひとつは、この区民の定義をどこに配置するかという問題がありますね。該当条文の中に入れるのか、定義を集約した部分に挿入するかという問題があるかと思います。
澤田副 委員長	前回、区民の話が出たときは、資料3-2の旧の部分にも書いてありますが、括弧書きの区民の定義があまりにも長く、読みづらいということでした。条文の半分くらいまで占めてしまっています。読みづらいのでどうするかということで、事務局で考えられているのですが、どこに定義を配置するかということも含めて読む人が迷わなければよいと思います。そこは、検討してください。
中 川 委員長	その他、何かございますか。
岡委員	第34条です。「個人及び団体」を「市民」に変えられたということですね。こちらの資料3-1の説明を見ていると、市民の中に、NPOや校区自治協議会等が入っております。コミュニティ活動なので、これでいいのかなとも思ったりもするのですが、事業所等の社会貢献活動、CSRなどは別に考えるということなのでしょうか。
事務局	市民の中には、事業所も含まれます。
岡委員	事業所も市民の中に含まれるということならば、構わないのですが、こちらの説明を読んだ限りでは、事業所は出てきません。その辺で、確認をしたかったのです。
中 川 委 員	「市民」にしたのは、包括されるという趣旨なのではないでしょうか。
事務局	35条の「市民」の定義は、第2条の「市民」と同じです。その「市民」の中には、「本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」を

	含んでいますので、企業の社会貢献活動は市民公益活動等に含まれると考えております。
岡委員	分かるのですが、行政の方々は、条文を読むときに説明を重視されることがあります。その説明の中に、校区自治協議会、NPOはしっかりと書かれているのですが、事業者のことは一言も書いてありません。そうすると、この条文を解釈するときに、確かに「市民」の定義には事業所が含まれるのですが、説明を読んでいくと運用の段階で事業所を落としていくのではないかと思います。たぶん、説明などを職員の方にも配られると思いますので、そこは書いておいたほうがよいのではないかと思います。
事務局	おっしゃっていただいたように、事業者の社会貢献活動も読み取れるような説明を加えたいと思います。 第32条と第33条の説明のやり方との調整も踏まえながら検討させてもらってもよろしいでしょうか。
中川委員長	それは、市民の中に、事業所が含まれることを条文で表すのでしょうか、説明で表すのでしょうか。
事務局	条文の中に、事業者が含まれることは間違いありません。ただ、説明の仕方で、それが見えてこないというお話だったと思います。そこで、第5章の第32条、33条の説明を見ましたところ、例えば、市民公益活動の中に、「社会貢献につながる」というフレーズが出てくるくらいで、社会貢献活動というのが見えてこない形になっております。そこを、どのように見える形にして、34条の説明を書いていくかということは、検討させていただければと思います。
澤田副委員長	資料3-1の説明の部分ですが、おそらく、今後、逐条解説になると思いますので、先ほど岡委員がおっしゃられたように、ここに書かれているものは重要になってくるかと思います。第35条の説明ですが、資料1の各区の区長さんからの意見で挙げられた「まちづくりの範囲をはっきり示してほしい」とか、「区の職員のみでやれるものではない、そういうものをきちっとしてほしい」といったものを、この説明に入れ込んでいかないと、後々、行政の方々も読んだときに、「説明に書いていない」という話になるかもしれません。そういった意味で、資料1で区長さんたちの悩みとして挙げられていた、「区のまちづくりは区の職員のみではやれるものではない」という部分は、「区役所の職員以外も協力・連携しながら進めていくということを明記」と資料1には書かれていますが、資料3-1の説明部分で、どのあたりがそれにあたるのでしょうか。「区役所以外の職員も積極的に区のまちづくりに取り組むことが必要である」とは書いてありますが、この表現で分かるのかなと疑問に思います。区長さん達は、非常に悩まれていると思うので、どのようにこの意見をカバーされようとお考えかお聞かせください。
事務局	事務局といたしましては、今、読んでいただいた「区のまちづくりに関わる職員とは」という部分に書いている説明でしか考えていませんでした。また、詳しく書き込む必要があるのかなと思ったところです。

中 川 委員長	基本的には、区役所の職員が中心だということはよく分かりますよね。ここは、定義みたいな形になっていますので、市民の方が読んで、もっぱら区役所の職員のことを念頭においているのか、本庁の職員もまちづくりに関わる職員を含めるということなのか、範囲はきちんと説明がいるかもしれませんね。
澤田副 委員長	やはり、区のまちづくりを区役所が中心となっていくことには間違いないと思うのですが、当然、区役所のみではできないことがわかりきっておりまして、本庁との連携などが非常に必要になってくるかと思います。市民が区役所においていただいて、それをきちんと本庁に伝えていくシステムが必要かと思います。これは、区役所のあり方検討会議であったのですが、「区役所を尋ねてきた人は区役所で話をするわけでしょうが、本庁とのやりとり、そこから先の話、役割分担などは、市役所内部の話であって、行政できちんとやってください」という意見もございました。尋ねてこられた市民の方にとっては、区役所に言うも、市役所に言うも、熊本市にお伝えしたということに変わりはありません。それを区役所は受け止めて、本庁につないだら、本庁が知らん振りするような不整合が起きるのであれば、役割分担をすべきなのでしょうが、今のところ、そこまで詰めきれていないということで区長さん達は悩みを抱えているのだと思います。少しでも区役所と本庁が連携していくということが分かりやすい解説文にさせていただきますと、読まれた行政職員の方もなるほどと認識していただけたらと思います。もう少し表現を工夫していただいてもよいかと思います。
津 地 委 員	35条の2項ですが、(1)～(3)号で規定されています。意図ももちろん良く分かります。ですが、実際、具体的に実践していくにあたって、どのように行うのかというのは、ある程度、具体例などを解説に書いておかないといけないと思います。では、情報の共有はどういう場で行うのか、解決に向けての合意の形成とはどのように行われるのか、当然、いろんなやり方があるのですが、非常にアバウトな部分なので、ある程度の説明があった方がよいと思います。懇話会というもののひとつの例なのでしょうが、何かの意見、要望を持てきたいが、どこに持っていくのか、まちづくり交流室か区役所なのか、そういう部分まで含めて、区のまちづくりをやる上で考えていかなければならないと思います。条例の中に、このような規定があるのであれば、もう少し、そこまで説明があればよいと思いました。
中川 委員長	よろしいでしょうか。今の点もしくはその他なにかありますでしょうか。
事務局	委員のおっしゃる意図はよくわかります。具体的に書いたほうが動きやすいと思います。ただこの段階で、まちづくり交流室を中心にやっていくというような解説は書きづらいと思っております。そのあたりを区のあり方を具体的にプログラミングするなかで検討しておりますので、できるだけ具体的な表現になるよう努めていきます。
津 地 委 員	ありがとうございます。これを進めていくにあたりそういった部分が明確になっていけばいいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

岡委員	これは区のまちづくりですから、区と区民の関係の中というのが前提にあると思うのですが、「区の役割について」、「まちづくりの範囲」、「区のまちづくりとは区の職員のみではやれるものではない」という意見が【資料1】で出てきています。本庁で持っている事業が地域におりてくる場合に区はどうかかわっていけばよいのか。こういったときに、地域のまちづくりが二重構造に見えるときがあります。基本的にこれは市役所内部の話。本庁と区の関係の話ですが、市民からみればどちらも一緒です。例えば、数年前に行われた、新町・古町の景観、町並み協定の話は本庁の事業ですが、実際に関わるのは区の職員です。そこで、区の職員の方々は、自分たちはどこまで関わるべきなのかと考えてしまうと思うのです。そのところを市役所内部できちんと調整しておいていただかないと、区民・市民も戸惑うと思います。解説のほうで、これから検討されるとおもいますが、市役所内部できちんと説明ができるようにしておいていただくと区民・市民も安心だと思います。
山下委員	区民の定義付けのところですが、区民を定義するのであれば、区長等についても定義付けがあればわかりやすいと思います。第2条に市長等という定義付けがありますので、区長等についても第35条の括弧書きではなく第2条の中で定義をすることを提案します。
事務局	定義についてはどのように表記するかは法制課とも協議をしていきたいと考えておりますが、できるだけ定義が長くならないように、もしくは定義のために条数が増えることがないようにとは考えております。正直、区長等については括弧書き以上の定義というのは考えておりませんでした。定義について条を増やすことは避けたいと思っておりますが、検討したいと思います。
中川委員長	第35条の区長等の括弧の中身ですが、区長その他の区と続いているものですから、区長及び区のまちづくりにかかる職員としたほうがいいのではないのでしょうか。区長その他の区とつながっているのです、そこについて少し工夫が必要かと思いました。
事務局	法制協議をする中で、最初は「区長及び区のまちづくりにかかわる職員」と表記しておりましたが、「区長と区のまちづくりに関わる職員」という意味になり、区長が区のまちづくりにかかわる職員に入らなくなってしまうので、「区長その他区のまちづくりにかかわる職員」という表記に改めた経緯がございます。見えにくいというご意見をいただきましたので、そこを踏まえて法制協議をしていきたいと思います。
岡委員	ここであえて括弧書きの中で、「区長その他の区のまちづくりに関わる職員」という表記が必要なのかなと疑問に思ったのですが。福祉系にしても何にしても、区の職員全てが区のまちづくりに関わるわけですから、括弧書きの中はどちらかというと「区のまちづくりにかかわる職員」でもいいのではないのでしょうか。区長も確か職員に分類されておりますので、わざわざそこに区長という言葉を入れなくても、その前に区長等という言葉があるのであれば、「区のまちづくりに関わる職員」でいいのではないのでしょうか、その辺はいかがでしょうか。

事務局	その点については、今はお答えがすぐにできません。今後の法制協議にかけていきたいと思います。
津 地 委 員	小さなところですが、第6章第35条の2のところで「区民及び区長等は前項の規定するまちづくりに取り組む」とありますが、「まちづくりに」ではないでしょうか？
中 川 委員長	「まちづくりに取り組む」でしょうね。条文を一字、一字チェックして読み合わせていただければと思います。 その他何かありますでしょうか？
事務局	第35条の2の1号から3号については、次長よりお答えしたとおりの事情もありますし、本来この1号から3号をあえてここに規定した趣旨というのが、住民自治の実践の場というような意味合いを強く持たせたいということにあることから、第6章自体がすべて既存の自治基本条例のどこかで読めるということがあるにも関わらず、この1号から3号で市民参画・協働の取り組みを具体化して書かせていただいております。実行性が伴うのが一番いいのですが、こういったスタンス、姿勢をもってまちづくりに区民の皆様、行政と一緒に取り組んでいくというような意味合いが強いです。先程補足で説明をしておりますので、説明させていただきました。
中 川 委員長	その他、あるいは意見が出たところで何かございませんでしょうか。 まだ12時までにはまだ時間があるのですが、これまでの5回の委員会で意見をたくさんいただきまして、条文としての完成度がかなり高まってきたのではないのでしょうか。あとはいろいろ細かいところ、定義の内容、配置或いは、逐条解説をどういうふうに補っていくのかということについては皆さん意見が一致していると考えております。本日いただいたご意見については、事務局、委員長、副委員長にお任せいただいてよろしいでしょうか。 若干の語句の訂正はあるかとおもいますが、基本的な内容、配置、34条、35条、36条、それから、第6章を配置することによってそれぞれの条文が下がりますことについてもご了解をいただきたいと思います。 ＜ 全 員 了 承 ＞ ありがとうございます。 4 次回の開催日程と協議について それでは、次回の開催日程と協議についてです。次回の第7回が最後の委員会の予定になっております。事務局より次回日程について説明をお願いします。
事務局	当委員会はあと1回の開催を予定しております。それにつきましては最終的に本改正条例案を今度の12月の議会に上程する予定としておりますので、その前に上程する条例案についてご確認をいただく、或いはその間、地域説明会・パブリックコメントも予定しておりますので、そういったご報告も兼ねてご確認をい

	ただくということで11月の開催を予定しております。少し間があきますので、近まりましてから日程の調整をさせていただきたいと考えております。また、この間、期間が空きますので適宜ご報告等ありましたら、郵送等でご報告することもあるかと思っておりますのでよろしくお願いします。 最後にもう1点、11月中旬には最終的な上程する案のご審議ということになっておりますが、基本的にはパブリックコメント等のご報告となると思います。この時期には先程も言いました澤田先生の区のあり方の委員会の基本的な考え方もとまっておりますので、ご報告させていただきたくたいと思います。 別々の委員会ですので、ご意見を賜るということではないと思いますが、ご報告させていただき情報共有をさせていただきたくたいと思っております。 特に皆様方には、これから区のまちづくりの主役となっていただく方々ばかりですので、あわせてこの会でご報告させていただければと思っております。
中 川 委員長	また後日、事務局より、ご報告すべき事項等がありましたらご連絡をお願いしたいと思っております。 また、委員の皆様方におかれましては地域説明会へのご参加とか、地域のお知り合いの方々への参加の呼びかけなどしていただければと思っております。 できる限り協力をして、よりよい条例の改正案にしていきたいと思っておりますので、今後なお一層ご協力をお願いいたします。 以上で議事は終了いたしました。その他なにかございませんでしょうか。 今回、欠席の委員の方への本日の審議の概要の報告については、事務局にてお願いします。
事務局	はい。本日の委員会でいただきました修正点を整理しましてから、最終的に委員の皆様へはこれでいかせていただきますということで、送付したいと思っております。
岡委員	パブリックコメントはいつ頃を予定されてますか？
事務局	パブリックコメントは10月を予定しております。
岡委員	パブリックコメントに寄せられた意見はいつ見ることができますか？
事務局	11月の7回の委員会だと思っておりますが、途中でということでしょうか？
岡委員	委員会の前に見ておかないと、当日意見を見ても対応できないかと思っております。
事務局	11月の初旬にパブリックコメントの意見を整理したものを、これまでは1週間ほど前に資料を送付していたのを、若干早めに送付できるよう努力します。 2週間くらいの期間でよろしいでしょうか？

岡委員	地域説明会はいつ頃を予定されていますか？
事務局	パブリックコメントと平行して地域説明会を考えております。 区政推進課の区のあり方検討委員会の案件とあわせて地域説明会を予定しております。
岡委員	自治基本条例や、市民参画と協働の推進条例をみても、今まで現場でずっとやってきて思うことなのですが、「協働」という言葉、行為に対する認識が職員(人)によってとてもばらつきがあります。もちろん市民側にもあるのです。おんぶに抱っここのまちづくりをされていたりとか。せっかく地域説明会をされるのであれば、その段階で市民へ「協働」という概念をきちんと説明していただく、理解をしていただく努力をしていただきたいです。 また、協働の相手方である職員、特に現場に近い職員の方にも、協働に対する認識、意識を高める努力をやっていってほしいなと思っております。 自治基本条例で自治を進めていこうとするときに、お互いが認識不足だと、とてもいいものになっていかないと思います。せっかく誇れるような条例ができてきています。現場の方は一生懸命されているのに、その中間の方が分かっていないということがあります。市の職員、市民も勉強しなければならないと思っております。
中 川 委員長	今の点について、何かございますでしょうか。
津 地 委 員	先程、私が、申し上げたのも実はそこなのです。情報共有とか、協働をしていくうえでお互いがその部分をきちんと理解しておく必要がある。その意識を持っておかないとせっかくのいいスローガンをあげてもできないわけですね。できたけどもそこが進まないというのは行政・市民の両方の側に責任があると思います。その部分をこれから研修等含めてぜひよろしくお願いします。
中 川 委員長	市民参画と協働の推進条例の中に「協働」という言葉の定義はございます。要するに、参画・協働を中心とする自治基本条例だと思いますので、その概念、ここでいう共有の認識をもつということだと思います。 これは今後の課題になると思います。 それでは本日の議事はこれで終了いたします。議事録については、作成後事務局より送付していただきたいと思います。本日はありがとうございました。